# 若狭の原発事故に伴う避難と避難の受け入れについて

2014年4月8日

## 京都市長 門川大作様

日頃は、私たち京都市民の安全を確保するためご尽力頂き、ありがとうございます。

福島第一原発事故では、60キロ離れている福島県庁間近まで避難対象となる 20ミリシーベルト/年の汚染が観測されました。京都市役所を含む多くの京都市内はこの距離より近い所に若狭の原発があります。京都市に取って、原発事故は死活問題です。

福島第一原発で起きた過酷事故は、3年が経過した今も、収束どころか、放射性物質の環境への拡散を続け、その深刻さは増すばかりです。しかるに国は、汚染水対策もままならないというのに、原発を基幹的エネルギーと位置付けて再稼働に躍起となり、あろうことか、地震国であるトルコなど海外への売り込みにも血眼となっています。

第三者委員会として厳格な規制を行うはずの原子力規制委員会は、ほとんどの要員を再稼働適合審査に割いて、汚染水対策を軽んじているだけでなく、審査の途中で全機合格の見通しを公言するなど、もはや規制委員会・規制庁の名に値せず、原子力推進委員会に変質したといっても過言ではありません。

国は、避難計画は自治体が作るべきものとしながら、その計画策定に必要な指針が示されないなど、無責任な姿勢に終始しています。このように、国が福島事故を教訓とすることなく、ひたすら再稼働をめざしてしている今こそ、住民の生命財産をまもる第一義的な責任は基礎自治体が負っていることを再確認していただき、下記の質問と申し入れに対する明確な回答をお願いするものです。所管が分かれている場合は、所管部署に紹介の上、回答をお願いします。

#### 1. 若狭の原発から 60 キロの京都市役所も被曝する可能性が高い

①福島事故による汚染マップ、②滋賀県の汚染予測、③兵庫県がこれまでに公開した 50-60 圏の 汚染予測のいずれもが、若狭の原発から 60 キロの距離にある京都市役所周辺も IAEA 基準である 安定ヨウ素剤の服用地域となる可能性が高いことを示しています。そうではありませんか。

### 2. 京都市自体が被曝する(した)場合の防護・避難について

兵庫県知事は、プルームは 50-60 キロ圏の篠山市、70-100 キロ圏の神戸市に、最短 2 時間で到達すると答弁しています。京都市は少なくとも 2 時間以内で住民が服用を終える体制づくりが求められていますが、どのようにお考えですか。

## 3. 京都市自体が被曝する(した)場合の受け入れについて

京都北部住民の受け入れ先とされている神戸市や、宇治市、八幡市など各自治体は、被曝した場合は当該自治体住民の避難・防護を優先し、受け入れは返上することもあるなどと述べています。京都府もこのような前提に同意したうえで、受け入れ要請を行っています。そうではありませんか。京都市は自ら被ばくした際の対応をどうされますか。

## 4. 飲料水の規制基準はあくまで平時の基準によるべきです

滋賀県が琵琶湖の水の汚染予測を公表しましたが、通常の規制基準を 20 倍も上回る「非常時の規制基準」にもとづいて取水制限期間を 7~8 日としています。事故が起きれば(すなわち必要な時に)撤回される基準とはなんでしょうか。非常時の基準はどのような法的根拠を持っているのですか。

京都市はあくまで平時の基準を維持すべきであり、南湖で80日とされる取水規制期間中の飲料水確保をどうされますか。

5. 実効性ある防災・避難計画なき再稼働に明確に反対してください

京都市は、国が PPA の設定や安定ョウ素剤の服用について明確な方針を示さないまま、あるいは実効性ある避難計画ができないままでの再稼働を認めた場合、「実効性ある避難計画がなければ再稼働に反対である」と意思表示してください。

以下、細目について質問いたします。

- ① 京都市自体の大規模な避難計画が必要ではありませんか。避難先の確保をどうされますか。
- ② 安定ヨウ素剤の備蓄、配布・服用体制についてお示しください。
- ③ 避難の受け入れの際、避難者の自家用車はどうなりますか。(汚染、駐車場)
- ④ 要援護者の受け入れ体制(福祉避難所など)についてお示しください。
- ⑤ 避難者の受け入れに際して、避難所に設けるべき福祉エリア、女性の更衣室、備蓄すべき物 品リスト(おむつ、生理用品など)、家庭動物の受け入れ設備など、どのようなマニュアルが 作成されていますか。
- ⑥ 避難者の中に混在するアレルギー患者などの把握、食事、医療に配慮に付いてお示しください。
- ⑦ 全市避難となる舞鶴市の住民は、南への避難では京都市が最大の受け入れ先ですが、舞鶴市 の代替庁舎は確保されていますか。
- ② 水の確保は、何日分をどのように保管されていますか。また、「被曝しながら並んで給水待ち」 とならないため、どのような体制を取られますか。
- ⑨ 屋内退避となった場合の、要援護者は誰がお世話するのですか。
- ⑩ 原発に近い舞鶴などの市域への帰還は、不可能もしくは長期化することは必然です。1 次避 難所の収容は2ヵ月が限度とされていますが、京都市内での2次避難先確保をどうお考えで すか。
- ⑩ 避難児童生徒の就学権は保障されますか。

以上

提出団体:アジェンダ・プロジェクト、 京都の原発防災を考える会、グリーン・アクション、 原発なしで暮らしたい丹波の会、7番めの星

連絡先: グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22 - 75 - 103

TEL 075 - 701 - 7223

アジェンダ・プロジェクト 京都市南区東九条北松ノ木町 37-7

TEL 075 - 822 - 5035